

横浜市「市民の森」制度について

市民の森は 2025 年現在 4 7 地区 5 5 3 ヘクタールが指定されている。横浜市市民の森設置事業実施要綱（1971 年 8 月）により実施されてきた。民有山林に散策路などを整備して市民に開放する制度で、1960 年代から 70 年代にかけて、農地法で農地開発は厳しく規制されていたが、規制のない山林が開発されていた。山林を中心に行われていた乱開発を抑制する目的もあった。

2 ヘクタール以上の山林で農地を含むこともできる。土地所有者から「市民の森指定申請書」の提出を受け、市長との間で 10 年以上の契約を結ぶ。固定資産税と都市計画税が減免され、緑地育成奨励金が毎年土地所有者に支払われる。また、運営管理のために、周辺住民と土地所有者が「市民の森愛護会」を結成し活動する。

この市民の森制度が 50 年以上経過し、土地所有者（農家が多い）が遺産相続等の理由で離脱することがないのかが疑問であった。それに対応するのが市による買い受け制度である。財源として「横浜みどり税（横浜みどり税条例 2008）」が主に使われる（場所によって緑地保全の別の財源も）。そして、情報開示により 47 ヶ所の市民の森で、市が買い受けた割合が公表された。全体 556 ヘクタールで 311 ヘクタール 56%となっている。市民の森で最大の「新治市民の森（緑区新治町）」70.4 ヘクタール中 49 ヘクタールが市有地となっていた。

市民の森で市有地が増えることは土地所有の「安定化」になるといえるが、土地所有者の中には、将来に亘って民有地のまま貢献する意思をもつ人もいる。そして、元々の市民の森の主旨が市民と行政の協働であるため、その色彩が薄れる恐れもある。山林の維持は、間伐や下草狩りなどの管理があって初めて成立する。それゆえ、市民のチカラを今後も必要とする。最後に、情報開示制度により当該データを整理していただいた、横浜市みどり環境局公園緑地事業課緑地保全担当の方々へ感謝します。（文責：田口俊夫 2025）

『市民の森』のご案内

● 市民の森制度について

市民の森は、昭和46年度からスタートしました横浜市独自の緑地を保存する制度で、緑を守り育てるとともに、山林所有者の方々のご協力により、市民の憩いの場として利用させていただくものです。

令和5年4月1日現在で47地区、約553haを指定しています。

- ・緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月）
- ・横浜市市民の森設置事業実施要綱（昭和46年8月、令和3年3月最近改正）

● 指定基準・契約方法

主に樹林に覆われたおおむね2ha以上の土地で、市民の散策や憩いの場として安全に利用できる区域を指定します。また、樹林と一体となった農地なども指定できる場合があります。土地所有者から「市民の森指定申請（同意）書」の提出後、基準に適合したものについて、土地所有者と市（市長）との間で10年以上の市民の森契約を結びます。

● 契約者への優遇措置

- ① 毎年度、緑地育成奨励金をお支払いします（支払い時期：当該年度末頃）。更新契約時等に、継続一時金をお支払いします。
※緑地育成奨励金及び継続一時金は課税対象となりますので、税務署への申告が必要になります。
- ② 固定資産税・都市計画税が減免されます。
- ③ 不測の事態が生じた場合は、市が買取りの相談に対応します。

● 利用・管理形態

指定後も、日常の維持管理については、引き続き土地所有者の方にお願ひします。

市は、散策路や広場等自然の景観をこわさないように配慮しながら、整備を行います。整備開始までに概ね2年程度かけて、整備計画・管理計画の検討を行っていきます。

開園後は、園路・広場沿いの枯損木等の管理や施設点検等について、公園緑地事務所が事業者への委託等で対応しています。また、清掃や巡視等については、土地所有者や周辺住民の方々に「市民の森愛護会」を結成していただき、ご協力をお願いしています。

● 行為の制限

開発及びその土地の形質の変更等は禁止となります。また、所有権移転・権利設定をする場合には、事前に市長との協議（協議申出書の提出）が必要です。

『市民の森』の指定手続き

土地所有者への指定の働きかけを行い、指定相談等に対応します。



周辺の土地所有者にも制度の協力を呼びかけます。



申請者
(土地所有者)

「市民の森指定申請（同意）書」を提出します。



申請に基づき現地調査・土地登記調査、測量、契約準備等の手続きを行います。
※測量は現地での立合いをお願いしたり、測量作業にお時間をいただきます。
現場の状況によっては指定除外とさせていただく部分があります。



市

「市民の森契約書」を市と申請者とで締結します。
2通作成し、申請者と市で1通ずつ保管します。

申請者
(土地所有者)



指定地を市民の森として告示します。



契約者あて「減免申請書」、「奨励金口座振替依頼書」等の提出を依頼します。



申請者
(土地所有者)

必要な書類を市へ提出します。

- ①「減免申請書」と「固定資産税減免申請に係る付帯条件承諾書」
(契約時に一回)
- ②「奨励金口座振替依頼書」を所管の公園緑地事務所へ提出します。
(毎年、年度末)



市

提出書類の事務手続きを行います。奨励金をお支払いします（年度末頃）。

【参考】愛護会について

市

整備計画等について説明会等を開催する中で、地元の地域団体や土地所有者の方々をメンバーとして愛護会の組織作りを働きかけます。



愛護会

地元でのまとまりが得られれば、組織や活動について話し合いを行います。

お問合せ窓口：横浜市みどり環境局 公園緑地事業課（緑地保全担当）

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-3534 / E-mail mk-ryokuchihozen@city.yokohama.jp



お持ちの樹林地の
維持に困っていませんか？

緑地保全制度が利用できます！

制度の利用により……

- ・ 樹林地を**将来に残す**ことができます！
- ・ **税金**や**維持管理費用**の負担が軽くなります！



源流の森保存地区（戸塚区舞岡町）



横浜みどりアップ計画

市では、「緑豊かな横浜を次世代に」継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用し、取組を進めています。



横浜市の主な緑地保全制度 (2020年4月現在)

制度名	緑の環境をつくり育てる条例による制度		
	緑地保存地区	源流の森保存地区	市民の森
概要	市街化区域の身近な樹林地を保全する制度	市街化調整区域の良好な樹林地を保全する制度	市民の憩いの場として緑を守り育て、利用させていただく制度
対象	500㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地	1,000㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地	概ね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域
指定形態・期間	緑地保存契約 契約期間10年以上 (特別緑地保全地区と重複して指定できます)	源流の森保存契約 契約期間10年以上 (特別緑地保全地区と重複して指定できます)	市民の森契約 契約期間10年以上 (特別緑地保全地区と重複して指定できます)
優遇措置	①固定資産税・都市計画税の減免 (奨励金交付の場合あり) ②契約更新時に継続一時金を交付 (特別緑地保全地区または保安林に指定されている土地については、継続一時金はありません)	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金を交付 (特別緑地保全地区または保安林に指定されている土地については、継続一時金はありません)	①固定資産税・都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金を交付 ③契約更新時に継続一時金を交付 ④不測の事態が生じた場合、土地の買取相談に対応可能
【留意事項】 奨励金や継続一時金は原則として課税対象となりますので、税務署へ申告が必要です			
管理形態	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者による管理 別途、樹林地維持管理に係る助成制度あり (詳しくは、裏面をご覧ください) 		<ul style="list-style-type: none"> 原則として土地所有者による管理 開園後は、散策路や広場などの管理は市で対応し、清掃や巡視は市民の森愛護会にお願いしています
行為制限	制度による指定を受けると、次の行為に制限がかかります。 <ul style="list-style-type: none"> 工作物の設置、土地の形質の変更、木竹の伐採(管理行為を除く)、その他の緑地の保存に影響を及ぼす行為等は原則として禁止 所有権の移転や権利設定をする場合、緑地の保存管理に必要な防災上の措置を行う場合等には、あらかじめ市との協議が必要 		

※詳しい指定要件や内容は、緑地保全推進課まで

都市緑地法による制度

特別緑地保全地区

まとまりのある貴重な緑地を
都市計画により永続的に保全する制度

風致景観に優れているなどの
指定要件を満たす、
概ね1,000㎡以上の一団の
良好な自然的環境を形成する緑地

都市計画決定
永年指定

- ①固定資産税評価額が最大1/2
- ②相続税及び贈与税評価額8割減
(山林及び原野)
- ③相続税の延納利子税の割合が
引き下げられる場合あり
- ④行為許可を受けられなかった場合、買入
申出が可能です(譲渡所得2,000万円ま
で控除の場合あり)

【留意事項】

相続税申告等の際は、税務署にご相談ください

- 土地所有者による管理
- 別途、**樹林地維持管理に係る助成制度**あり(なお、市民の森との重複指定の場合は、市民の森の管理形態を適用します)
- 工作物の設置、土地の形質の変更、木竹の伐採(管理行為を除く)、その他の緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある行為等は市長の許可が必要



よくある質問



Q-1

私の持つ樹林地は、
どの緑地保全制度に指定できますか？

まずは担当課に、お電話でご相談ください。
制度を詳しくご案内させていただきます。
また、制度の指定が可能かどうか、現地を確認させていただきます。

※土地の地番や面積について、併せてお知らせいただくと助かります。

Q-2

緑地保全制度に指定されると、
一切、樹木を伐採できなくなる
のですか？

樹林地を良好に保つために必要な、枯れた木や倒れそうな危険木の伐採や剪定などの通常の維持管理行為は、引き続き行うことができます。

Q-3

緑地保全制度に指定されると、
契約期間内に契約の解除は
できますか？

原則として契約期間内での解除はできませんが、ご相続などの不測の事態が生じた場合などには、契約解除のご相談を承ります。なお、特別緑地保全地区については、永年指定のため解除できません。



～横浜みどりアップ計画による 樹林地維持管理に係る助成制度について～

2019年度から
助成内容を
拡充しました!



こんなことに
助成制度が
活用できます



危険な樹木の剪定や伐採



助成事業で剪定し、
安全になった!



拡充した
助成内容

不法投棄防止のための
フェンス設置



拡充した
助成内容

簡易土留めの
設置

緑地保全制度の指定地(市民の森を除く)を対象に、
土地所有者の皆様が行う樹林地の維持管理作業の費用の一部を助成します。

助成対象

- ◎自己所有地以外の家屋や道路等に危険や支障となる樹木の剪定や伐採、やぶの草刈り
- ◎樹林地内部の管理に支障のある倒木、枯れ木の撤去処分
- ◎不法投棄防止のためのフェンス設置
- ◎簡易土留めの設置
- ◎台風被害に活用できるように、助成金制度を拡充しました。——2020年度より

※年度ごとに受付期間があります。

助成条件や助成金額、手続きなどの詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

みどり環境局 環境活動事業課(森づくり担当) TEL:045-671-2624 FAX:045-633-9171

まずはお問い合わせください!

電話受付時間:土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:45～17:15
※メール・FAXの場合は24時間受け付けています。

横浜市みどり環境局 公園緑地事業課(緑地保全担当)

電話 045-671-3534

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

E-mail mk-ryokuchihozen@city.yokohama.lg.jp

FAX 045-671-2724



横浜みどりアップ 葉っぴー

「横浜みどり税」とは 「横浜みどりアップ計画」の安定的な財源を確保するため、個人市民税の均等割に年間900円を上乗せ、法人市民税の年間均等割額の9%相当額をご負担いただいています。